

第6回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和7年8月14日(木) 午前 9時56分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和7年8月14日(木) 午前 10時26分

4. 出席委員(18人)の番号及び氏名

1番 瀬戸弘之	2番 田村昭弘	3番 三浦大俊	4番 貴田徳正
5番 佐藤幸一	6番 瓜田弘樹	7番 一戸辰美	8番 神成和也
9番 棟方廣光	10番 菊池俊輔	11番 泉直也	12番 佐藤勝利
13番 長内悟	14番 鈴木照子	15番 秋庭礼子	16番 一戸祐治
17番 川村博行	18番 下山勝源		

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について
 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第19号 農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について
 議案第20号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について
 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭誠一	事務局次長 當麻和信	主幹 石村浩一	主事 棟方裕二
-----------	------------	---------	---------

7. 会議の概要

開会 午前9時56分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第6回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、9番棟方廣光委員と10番菊池俊輔委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
 それでは議案の審議に入りますが、議案第17号から議案第20号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思っております。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に議案第17号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

議案第17号農地法第五条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。この件は1件です。場所については、配布している位置図でご確認ください。土地の表示は〇〇〇〇、地目は畑で面積は493㎡となっております。申請理由は、会社事務所建設のためとなっております。農地区分につきましては農業振興地域外の第三種農地となっておりますので許可相当と認められます。
以上です。

議長

それでは、議案第17号について現地調査した委員から報告をお願いします。
9番棟方廣光委員。

棟方委員

はい、9番棟方です。それでは報告いたします。
去る8月5日、菊池俊輔委員、事務局と現地調査を行いました。
転用する農地は〇〇〇〇に位置する畑の転用申請です。面積は493㎡で転用の目的は会社事務所建築のためとなっております。申請地の周辺は、北側南側西側が〇〇、東側が〇〇に接しており付近に被害を及ぼす恐れは無いと認められます。
以上です。

議長

ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

瀬戸委員

はい、一番瀬戸です。所有者が譲渡するという形であれば会社の事務所などの名目であれば誰でも農地の転用は可能なのでしょうか。例えば外国系の人の購入等に関して見ていったほうがいいのではないかと。

事務局

今回に関しては小規模な転用案件になり、会社も県内の企業であるということで問題がないと判断しておりますが、大きい面積の転用案件であれば農業会議での常設審議委員会にかけてそこでの承認をもってして県への転用許可申請に至るようになるため、もし問題になりそうな外国資本による案件があればそこで審議されるのではないかと。まず鶴田町の農業委員会で審議をし常設審議委員会でもって審議をして問題がないという判断があれば転用許可申請をするという流れになると思います。

瀬戸委員

はい、わかりました。

議長

そのほか、質疑討論などございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に議案第18号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
10番、菊池俊輔委員。

菊池委員

はい、10番菊池です。それでは報告いたします。
去る8月5日、棟方廣光委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項第6号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長

それでは、議案第18号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第18号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は8件です。No.1からNo.8について説明いたします。令和7年7月15日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が3件、普通売買が1件、贈与が4件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。次に、議案第19号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第19号農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。本案件は1件です。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。次に、議案第20号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第20号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。本案件は1件です。契約期間および賃借料については記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。それでは表決に入ります。議案第17号から議案第20号について原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。次に、報告11号について事務局より説明願います。

事務局 報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1からNo.9については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午前10時11分)

【暫時休憩】

議長 再会します。(午前10時25分)

議長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第6回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午前10時26分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年8月14日

議長

委員

委員
